

政府機関等との地方創生推進会議設置要領

(設置目的)

第1条 関西広域連合、在関西政府機関、在関西経済団体の連携を推進し、施策の展開を着実に進め、もって地方創生を推進することを目的とし、「政府機関等との地方創生推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議は、前条に規定する設置目的を実現するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地方創生に資する各機関の取組に係る情報共有、意見交換に関すること。
- (2) 推進会議のそれぞれの機関が連携した地方創生への取組の推進に関すること。
- (3) その他、政府機関等との地方創生推進に必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 推進会議に必要な応じて部会を置くことができる。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置き、座長は、本部事務局長をもって充てる。

2 座長は、本部事務局地方分権課長に、その職務を代行させることができる。

(推進会議)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、会議テーマに応じて、有識者及び関係者を招聘することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、本部事務局地方分権課において処理する。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月29日から施行する。

別表 政府機関等との地方創生推進会議 構成員

関西広域連合 政府機関等対策プロジェクトチーム
文化庁 地域文化創生本部
消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス
総務省統計局 統計データ利活用センター
関西経済連合会
関西経済同友会